

鳥取県造林事業シカ防護柵標準設計仕様書

本仕様書は鳥取県造林事業の鳥獣害防止施設等整備により行うもののうちシカ防護柵について適用する。なお、支柱間隔等の本仕様書によらないものについては、実際に現地に設置するシカ防護柵のメーカー仕様書等に従い実施すること。

1 支柱

- (1) 設置高は 180cm 以上とすること
- (2) 50cm 程度を堅固な地山に打込み、しっかりと固定すること
- (3) 積雪の多い地域については、積雪量や現地の地形等を考慮し、適切な材質、強度等を有する支柱を最大 3m 程度の間隔で設置することとし、メーカーが耐雪性を有するとしており、且つ設置実績のある資材を原則使用すること

2 支柱支持ロープ

- (1) 設置する支柱の少なくとも 1 本おき（2 本に 1 本）に、支柱支持ロープ等で固定すること
- (2) ロープは緩みなく張り、アンカーピンにより堅固な地山へしっかりと固定すること
- (3) 施行地周辺の立木を利用できる場合は、立木にネットを確実に固定し、支柱の代用とすることができる

3 ネット

- (1) ステンレス入りポリエチレン製で、網目辺長 10cm 以下のネットを使用すること
- (2) ネット高は 180cm 以上とすること。なお、施行地が林内路網沿い等で、林内路網上等からシカ防護柵を飛び越え、施行地内にシカが侵入する恐れのある区域については、現地の状況に応じて、ネット高さを決めること
- (3) ネットは各支柱の少なくとも最上部 1 箇所で固定し、その下部についてもメーカー仕様等に応じて結束バンド等で固定すること
- (4) 上部張りロープを使用し、ネットが大きく垂れ下がらないように設置すること
- (5) 下部押えロープを使用し、ネット下部と地面の間に隙間ができるないように設置すること
- (6) スカートネットを必ず設置すること
- (7) ネット下部及びスカートネットは、アンカーピンにより堅固な地山へしっかりと固定すること